

教育委員会定例会議事日程

令和7年7月18日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

教職員の不祥事と「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について

横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について

3 審議案件

教委第11号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

教委第12号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第13号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

教委第14号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

4 報告案件

教委報第1号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正に係る臨時代理報告について

5 その他

令和7年7月18日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/20 横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミア

(2) 報告事項

○教職員の不祥事と「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について

○横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について

3 その他

教職員の不祥事と「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について

1 概要

横浜市立小学校教諭（30代）は、令和7年1月頃、神奈川県内の施設において、未成年者の下着を撮影し、同年2月22日（土）、撮影した動画データ1点をSNSのグループチャット内に共有したとして、6月23日「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」違反の疑いで逮捕され、6月24日に名古屋地方検察庁に送致された。7月11日（金）付で名古屋地方検察庁が当該教諭を名古屋地方裁判所に起訴した。

2 経過

- 6月24日（火）記者発表（教職員の逮捕について）
- 6月25日（水）全市立学校に対して、教育次長名で緊急的に不祥事防止の徹底について通知
- 6月25日（水）～（継続）スクールスーパーバイザーが当該校に入校し、学校運営を支えるための活動に併せて、スクールカウンセラーが、児童の心のケアのため入校し活動中
- 6月26日（木）記者発表（現在の状況と今後の対応及び教育長コメント）
当該校にて保護者説明会を実施
- 6月27日（金）記者発表（今回の逮捕についての市長コメント）
- 6月30日（月）全市立学校に対して、教育長名で緊急対応・対策の徹底について通知
- 7月11日（金）記者発表（教職員の起訴について）
- 7月15日（火）記者発表（「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について）

3 再発防止に向けて

（1）「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置

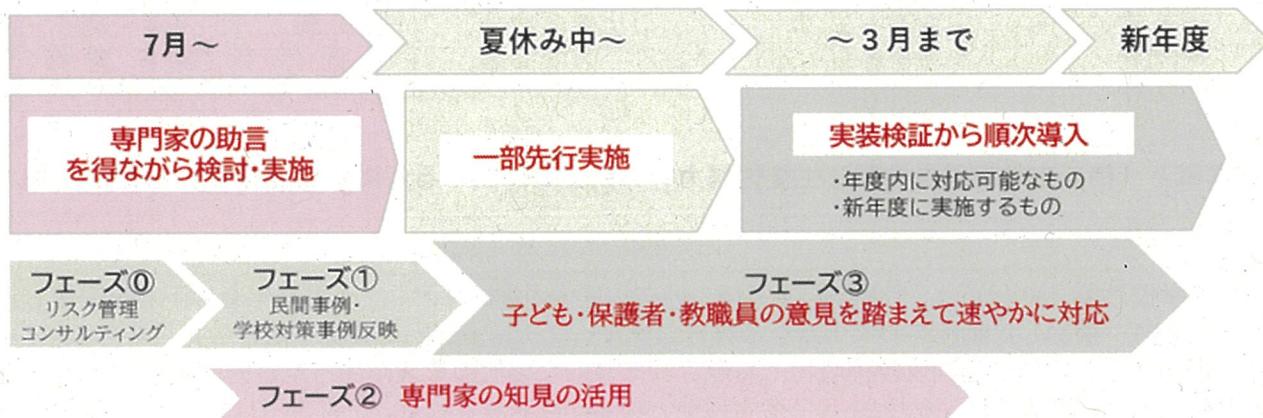
7月15日付、5名の有識者に対策検討委員会委員を委嘱し、専門的知見からの助言を踏まえ、学校現場の状況等を確認しつつ、スピード感をもって実効的な対策を順次実施する。

児童生徒を性被害から守り、夏休み明けに向けて安全安心な教育環境とするために、夏休み前にできること、夏休み中にできること等は逐一実施。あわせて学校現場の実情を踏まえた対策手法に関して、それぞれの分野の有識者の助言を踏まえ、「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわないように、より実効的な対策を進める。

【委員構成】

専門分野	役職・氏名
子どもの心理	元神奈川県警少年相談・保護センター所長 西谷 晴美 氏 にしたに はるみ 氏
犯罪学	神奈川大学法学部教授 新海 浩之 氏 しんかい ひろゆき 氏
子どもの権利擁護	川崎ロータス法律事務所 弁護士 池宗 佳名子 氏 いけむね かなこ 氏
教育専門家・学識経験者	学校法人桐蔭学園 理事長 溝上 慎一 氏 みぞかみ しんいち 氏
リスク管理・コンプライアンス	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 GR Cコンサルティング部 ディレクター 中嶋 淳一郎 氏 なかじま じゅんいちろう 氏

【対策検討・導入スケジュール】



【検討の視点】

検討の視点	現時点で考えられる対策	
物理的アプローチ	私用端末・撮影データに係るルールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・「私用端末の使用ガイドライン」の策定 ・私用端末の管理手法 ・公用携帯電話の増設 ・I C T の有効活用（校内連絡手段、教職員への注意喚起等）
	隠しカメラ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による点検 ・隠しカメラ検索用機器の学校配備 ・学校出入口等への防犯カメラ増設
教職員アプローチ	教職員の服務規律徹底・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に関する専門家等による研修
	教職員の行動変容・相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員同士の議論の場の設定 ・学校管理職と教職員との面談の場の活用 ・コミットメント型の注意喚起・啓発手法
児童生徒アプローチ	児童生徒の心理ケア・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知徹底 ・スクールカウンセラー等の活用
	児童生徒からのSOSキャッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員に相談しやすい関係づくり ・一人一台端末による「こころの健康観察」の活用 ・児童生徒へのアンケート

（2）委員の助言を踏まえて先行実施する対策

○児童生徒を性被害から守るために相談窓口の新設（7月15日付で全校に通知発出）

WEBサイトのフォームと電話により相談できる性暴力被害から子どもたちを守ることに特化した新たな相談窓口を設置（7月22日～）

○犯罪心理をテーマにした不祥事防止研修

対策検討委員会委員の新海 浩之教授を研修講師として、教職員を対象に犯罪心理をテーマとした不祥事防止研修を実施（8月中）

【参考】緊急的な対応として実施済の事項

（1）緊急点検・対応（令和7年6月30日付教育長通知による指示）

本事案の緊急性を踏まえて、次の4項目について点検等を行うことを指示し、全ての学校で対応した結果、不審物が発見された等の報告はありませんでした。

□児童等への相談窓口の周知（子どもへのケア） □複数の教員による校内の隠しカメラの確認
□私用端末の教室持ち込み禁止の徹底 □学校で記録されている画像データの複数人での確認

※全校における隠しカメラなどの点検等の結果確認（7月7日まで・不審物なし）

（2）各学校における主体的な取組例

- ・保護者向けに「すぐーる（家庭と学校の連絡システム）」で「不審物なし」の結果報告
- ・隠しカメラ検索用赤外線カメラの導入・点検
- ・教職員間で「不祥事根絶に向けて」意見交換 等

横浜教育イノベーション・アカデミア オープンアカデミアの報告について

教育委員会一般報告資料
令和7年7月18日課課
和職員成績支教



開催日時

2025

6/20 金 15:00~16:45

会場

関東学院大学

横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

※参加者合計 **326名** (対面・オンライン含む)

学生	教職員(管理職含む)	大学関係者	企業関係者	事務局・招待者
64名	119名	24名	46名	73名

参加者の声

学生

今日出会った先生方が、それぞれ軸をもって授業を工夫していることがよく分かりました。また、私自身の話を聞き、共感してくださり、具体的なアドバイスがいただけたことがとても嬉しく、頑張っていこうという勇気をもらいました。普段考えていることを言葉にすることで、「教師という仕事」がさらに分かったような気がしました。

学校関係者

ゲストスピーカーの「目的意識のない勉強は辞めた方がいい」という考え方方が、個人的に一番しっくりきました。目の前の子どもたちに対して、より日常的に質の高い学びを提供できる力やスキルを身に付けていきたいです。

企業関係者

「産・学・官・教」のそれぞれの垣根を越えてディスカッションをする様子を見て、横浜市の教育の転換点に立ち会うことができた、という感動を味わいました。最後に各グループでの活動報告を行った学生の皆さんのかわいらしい表情が忘れられません。

大学関係者

オープニングにふさわしいプログラムでした。横浜らしさあふれる映像を学生にも見せたいです。教員を目指す学生や現役の教員と「教師のあり方」について肩肘張らずに話し合い、有意義な時間を過ごしました。

教員、大学、企業と教員を志す学生が共創し、教育について議論・交流することを通して、横浜の教育の質や教職の魅力の向上を図る、これからの教育研究の場「横浜教育イノベーション・アカデミア」を、令和7年6月20日に開設しました。

內容



共創宣言

私たちは今ここに、教育の質を高め、教職の魅力を再定義するための革新的な共創空間『横浜教育イノベーション・アカデミア』の開設を宣言します。学校、大学、企業、そして学生の皆さんーすべての教育関係者が垣根を越えて交流し、研究し、分析しながら、次世代の学びと共にデザインする場を築いていきます。

教育の未来は、横浜から始まります。

今後の取組

教員と学生のふれあい・交流の場としての「地上の星・交流サロン」、カリキュラム・マネジメントや教科等の授業手法の調査・分析・研究等をさらに推し進めていく「教育共創研究センター」、対話や学びのための「アカデミアサロン」、会員制Webサイト「アカデミアポータル」を立ち上げていきます。

なお、「地上の星に聞く！」第1回目のイベントとして、若葉台のインクルーシブ教育に携わる教員との対話会を実施する予定です。

1 セレモニー

アクセラレーター

スタンフォードオンラインハイスクール 校長 星 友啓 氏
NITS独立行政法人教職員支援機構 審議役 島谷 千春 氏

2 各ブースでの活動 / 活動の報告



The diagram shows five interconnected components:

- 研究・分析空間 (Research and Analysis Space)**: Features a handshake icon and the text "教員と学生のふれあい・交流" (Teacher-student interaction).
- キャンパス空間 (Campus Space)**: Features a person using a laptop icon.
- アカデミアサロン (Academia Salon)**: Features a group of people at a table icon.
- アカデミアポータル (Academia Portal)**: Features a computer monitor icon.
- 地上上の星・交流サロン (Star of the Earth Exchange Salon)**: Features a star icon and the text "教育共創研究センター" (Education Co-creation Research Center). Below it, there are two sub-sections: "[研究] 教育の質向上 教職の魅力づくり" (Research: Quality improvement of education, building teacher appeal) with a school building icon, and "横浜教育データサイエンスラボ" (Yokohama Education Data Science Lab) with a magnifying glass icon.

At the top right, the text "YOKOHAMA EDUCATION INNOVATION ACADEMIA" is displayed, with "YOKOHAMA EDUCATION INNOVATION" in English and "ACADEMIA" in Japanese, followed by the English slogan "創造するノハーネン・カレッジ" (College of Creativity).



教委第 11 号議案

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 7 月 18 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

高校授業料の無償化のため、国が「高校生等臨時支援金」という制度を新設したことにより、当該支援金を受ける生徒の授業料の徴収方法を規定するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び第5項を次のように改める。

4 第1項及び第2項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。

5 前項に規定する徴収方法により徴収しようとした授業料が当該徴収方法によっては徴収できないことが判明した場合は、当該判明した日から30日以内に、期限を付して請求することにより授業料を徴収するものとする。

第3条第1項中「の適用を受ける者のうち」を「にかかわらず」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により同条第1項の規定を適用しないとされた者又は他の横浜市立高等学校においてその月の授業料を既に納入した者が月の中途に入学した場合における当該月の月割分の授業料は、これを徴収しない。

第3条第3項中「の適用を受ける」を「により授業料を徴収される」に、「入学の」を「当該入学の」に改め、同項ただし書を削る。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

本市では、横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）及び横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところにより、横浜市立高等学校の授業料を徴収しています。

これまで、国の制度である「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯は、授業料の無償化が図られてきました。

令和7年度に高校授業料無償化の年収制限を撤廃するため、国が「高校生等臨時支援金」という補助金を新設しました。当該補助金について市立高校にも適用ができるよう、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則を改正します。

2 改正の概要

(1) 徴収の方法及び期限（規則第2条）

規則第2条第4項を改正し、高等学校等就学支援金に限らず、授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収する場合には、同条第1項を適用しないことを規定します。また、文言の整理を行います。

○横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（改正後）

（徴収の方法及び期限）

第2条4 第1項及び第2項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。

5 前項に規定する徴収方法により徴収しようとした授業料が当該徴収方法によっては徴収できないことが判明した場合は、当該判明した日から30日以内に、期限を付して請求することにより授業料を徴収するものとする。

(2) 徴収の特例（規則第3条）

規則第2条の改正に合わせて、必要な改正を行うとともに文言の整理を行います。

○横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（改正後）

（徴収の特例）

第3条2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により同条第1項の規定を適用しないとされた者又は他の横浜市立高等学校においてその月の授業料を既に納入した者が月の中途中入学した場合における当該月の月割分の授業料は、これを徴収しない。

（次ページあり）

3 意見公募の実施状況について

同規則の改正について意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

令和7年6月2日から令和7年7月1日まで

(2) 提出意見

なし

(3) 意見公募結果の公示

令和7年8月25日（予定）

4 施行予定日

令和7年8月25日の横浜市報に登載し、令和7年9月1日に施行します。

(次ページ【参考】)

【参考】新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(第1条省略) (徴収の方法及び期限) 第2条 (第1項から第3項まで省略) 4 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合には、同法第7条の規定により、同法第3条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）を授業料に係る債権の弁済に充てることにより、徴収するものとする。ただし、同法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により就学支援金の支払を差し止められた期間に係る授業料についてはこの限りでない。 5 就学支援金の支給がされないことにより、前項本文の規定による授業料の徴収をすることができない場合は、就学支援金の支給がされないと判明した日から30日以内に、期限を付して当該授業料の請求することにより徴収するものとする。 (徴収の特例) 第3条 前条第1項の規定の適用を受ける者のうち、年度の中途において入学（転入学を含む。以下この条において同じ。）した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分（入学した月の月割分を含む。）の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。 2 前項の場合において、年度の中途中に入学した者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する受給権者又は他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者であるときは、前項の規定にかかわらず、入学した月の月割分の授業料を徴収しない。 3 前条第2項の規定の適用を受ける者のうち、月の中途において入学した者については、入学の日から5日以内に月割の授業料を徴収する。ただし、他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者については、これを徴収しない。 (以下省略)	(第1条省略) (徴収の方法及び期限) 第2条 (第1項から第3項まで省略) 4 第1項及び第2項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。 5 前項に規定する徴収方法により徴収しようとした授業料が当該徴収方法によっては徴収できないことが判明した場合は、当該判明した日から30日以内に、期限を付して請求することにより授業料を徴収するものとする。 (徴収の特例) 第3条 前条第1項の規定にかかわらず、年度の中途において入学（転入学を含む。以下この条において同じ。）した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分（入学した月の月割分を含む。）の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により同条第1項の規定を適用しないとされた者又は他の横浜市立高等学校においてその月の授業料を既に納入した者が月の中途に入学した場合における当該月の月割分の授業料は、これを徴収しない。 3 前条第2項の規定により授業料を徴収される者のうち、月の中途において入学した者については、当該入学の日から5日以内に月割の授業料を徴収する。 (以下省略)

教委第 12 号議案

教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 18 日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

行政文書及び個人情報の開示決定等に関するこの専決区分を変更する等のため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正したいので提案する。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年月日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条の規定にかかわらず、」を削り、同条第7号を次のように改める。

(1) 削除

第4条の次に次の2条を加える。

（教育長以外の者に専決させる事務）

第4条の2 次の各号に掲げる事項は、当該各号に掲げる者に専決させる。

(1) 行政文書及び個人情報の開示決定等に係る期限の延長、開示請求書の補正依頼、事案の移送及び第三者照会に関すること
教育委員会事務局の部長

(2) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること 教育政策統括部長

（専決事項の特例）

第4条の3 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事項は、第4条各号に掲げる事項にあっては教育委員会の決定とし、前条各号に掲げる事項にあっては教育委員会の決定又は教育長の専決事項とする。

(1) 内容が特に重要であると認められる事項

(2) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項

(3) 内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

行政文書の開示請求事務については、対応事務の迅速化・効率化が求められることから、市長部局においては、専決区分が区局統括本部長から総務担当部長に変更されました。

教育委員会においても、教育長の専決事項を見直し、教育長以外の者の専決区分を新たに設けることで、事務の最適化及び効率化を図ることとします。

2 改正の概要

現在、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第7号において、教育長専決として処理を行っている「行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。」について、教育政策統括部長（総務担当部長）をはじめとした教育委員会事務局の部長による専決とします。

なお、内容が特に重要であると認められる事項等については、市長部局と同様、上位者の判断を仰ぐこととし、必要に応じて教育委員会の決定又は教育長専決とすることができる規定を整備します。あわせて、現在、教育長専決で行っているその他の事務についても、必要に応じて教育委員会の決定を受ける規定を整備します。

3 公布・施行予定日

令和7年8月5日（火）の横浜市報に掲載予定（公布日施行）

4 新旧対照表

次頁のとおり

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(第1条から第3条まで省略) (教育長に専決させる事務) 第4条 <u>第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</u> (第1号から第6号まで省略) (7) <u>行政文書及び個人情報の開示決定等に關すること。</u> (第8号から第11号まで省略)	(第1条から第3条まで省略) (教育長に専決させる事務) 第4条 次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。 (第1号から第6号まで省略) (7) <u>削除</u> (第8号から第11号まで省略) <u>(教育長以外の者に専決させる事務)</u> <u>第4条の2 次の各号に掲げる事項は、当該各号に掲げる者に専決させる。</u> (1) <u>行政文書及び個人情報の開示決定等に係る期限の延長、開示請求書の補正依頼、事案の移送及び第三者照会に關すること 教育委員会事務局の部長</u> (2) <u>行政文書及び個人情報の開示決定等に關すること 教育政策統括部長</u> <u>(専決事項の特例)</u> <u>第4条の3 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事項は、第4条各号に掲げる事項にあっては教育委員会の決定とし、前条各号に掲げる事項にあっては教育委員会の決定又は教育長の専決事項とする。</u> (1) <u>内容が特に重要であると認められる事項</u> (2) <u>内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項</u> (3) <u>内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項</u>
(以下省略)	(以下省略)

教委報第1号議案

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正に係る臨時代理報告について

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年7月11日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和7年7月18日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について、急施を要し会議を開くいとまがなかつたことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年7月11日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市教育委員会達第3号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を次のように改正する。

令和7年7月11日

横浜市教育委員会

(横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程(令和6年3月横浜市教育委員会達第1号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表第1に次のように加える。

20組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで	同
		イ	午前8時30分から午後9時まで	
	(2)	ア	午前8時30分から午後零時30分まで	一
		イ	午前9時から午後1時まで	
		ウ	午前10時から午後2時まで	
		エ	午前11時から午後3時まで	
		オ	午後零時から午後4時まで	
		カ	午後1時15分から午後5時15分まで	

別表第1備考2中「及び19組は」を「から20組までは、」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2. 20組は、期日前投票所に従事する場合に限り、割り振ることとする。

(横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程(令和3年3月横浜市教育委員会達第1号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別表第1に備考として次のように加える。

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。

別表第2に次のように加える。

14組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで	同
		イ	午前8時30分から午後9時まで	
(2)	ア	午前8時から午後零時まで	—	
	イ	午前8時15分から午後零時15分まで		
	ウ	午前8時30分から午後零時30分まで		
	エ	午前9時から午後1時まで		
	オ	午前10時から午後2時まで		
	カ	午前11時から午後3時まで		
	キ	午後零時から午後4時まで		
	ク	午後1時から午後5時まで		

別表第2に備考として次のように加える。

(備考)

- 規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。
- 14組は、期日前投票所に従事する場合に限り、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第4に次のように加える。

15組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで	同
		イ	午前8時30分から午後9時まで	
(2)	ア	午後零時30分から午後4時30分まで	—	
	イ	午後零時45分から午後4時45分まで		
	ウ	午後1時から午後5時まで		
	エ	午後2時から午後6時まで		
	オ	午後3時から午後7時まで		
	カ	午後4時から午後8時まで		
	キ	午後5時から午後9時まで		
	ク	午後5時30分から午後9時30分まで		

別表第4に備考として次のように加える。

(備考)

15組は、期日前投票所に従事する場合に限り、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第5及び別表第6に備考として次のように加える。

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。

別表第8備考を削る。

附 則

この達は、公布の日から施行し、この達による改正後の横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の規定は、令和7年7月4日から適用する。

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の
一部改正に係る臨時代理報告について

1 趣旨

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程について、総務局労務課からの通知に基づき、次のとおり改正します。

本改正については、急施を要し会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年7月11日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおりご報告させていただきます。

2 変更の内容

現在の組別に加えて、以下の組を追加します。

なお、この組は、選挙の実施にあたり、長時間労働是正及び柔軟な勤務体制確保の観点から、期日前投票所に従事する場合に限り、割り振ることとし、割り振る際には、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとします。

20組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで
		イ	午前8時30分から午後9時まで
	(2)	ア	午前8時30分から午後零時30分まで
		イ	午前9時から午後1時まで
		ウ	午前10時から午後2時まで
		エ	午前11時から午後3時まで
		オ	午後零時から午後4時まで
		カ	午後1時15分から午後5時15分まで

※(2)は休憩時間なし

3 施行期日

令和7年7月11日に公布し、同日施行しました。

※適用は、期日前投票が開始された令和7年7月4日としています。

【参考】(現行) 組別

*定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員を除く。

組別	勤務時間		休憩時間	
1組	午前7時から午後3時45分まで		勤務時間の途中に 1時間を与える。	
2組	午前7時15分から午後4時まで			
3組	午前7時30分から午後4時15分まで			
4組	午前7時45分から午後4時30分まで			
5組	午前8時から午後4時45分まで			
6組	午前8時15分から午後5時まで			
7組	午前8時45分から午後5時30分まで			
8組	午前9時から午後5時45分まで			
9組	午前9時15分から午後6時まで			
10組	午前9時30分から午後6時15分まで			
11組	午前9時45分から午後6時30分まで			
12組	午前10時から午後6時45分まで			
13組	午前10時15分から午後7時まで			
14組	午前10時45分から午後7時30分まで			
15組	午前11時15分から午後8時まで			
16組	午前11時45分から午後8時30分まで			
17組	午後零時15分から午後9時まで			
18組	(1)	ア	午前7時から午後5時30分まで	
		イ	午前7時30分から午後6時まで	
		ウ	午前8時から午後6時30分まで	
		エ	午前8時30分から午後7時まで	
		オ	午前9時から午後7時30分まで	
		カ	午前9時30分から午後8時まで	
		キ	午前10時から午後8時30分まで	
	(2)	ア	午前8時から午後3時まで	
		イ	午前8時30分から午後3時30分まで	
		ウ	午前9時から午後4時まで	
		エ	午前9時30分から午後4時30分まで	
		オ	午前10時から午後5時まで	
19組	(1)	ア	午前7時から午後6時30分まで	
		イ	午前7時30分から午後7時まで	
		ウ	午前8時から午後7時30分まで	
		エ	午前8時30分から午後8時まで	
		オ	午前9時から午後8時30分まで	
		カ	午前9時30分から午後9時まで	
	(2)	ア	午前9時から午後3時まで	
		イ	午前9時30分から午後3時30分まで	
		ウ	午前10時から午後4時まで	

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の
一部改正に係る臨時代理報告について

1 改正の趣旨

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程について、総務局労務課からの通知に基づき、次のとおり改正します。

本改正については、急施を要し会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年7月11日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおりご報告させていただきます。

2 変更の内容

現在の組別に加えて、以下の組を追加します。

なお、この組は、選挙の実施にあたり、長時間労働是正及び柔軟な勤務体制確保の観点から、期日前投票所に従事する場合に限り、割り振ることとし、割り振る際には、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとします。また、学校に勤務する職員のうち、高等学校の事務職員のみがこの業務の従事対象です。

【別表第2】全日制

14組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで
		イ	午前8時30分から午後9時まで
	(2)	ア	午前8時から午後零時まで
		イ	午前8時15分から午後零時15分まで
		ウ	午前8時30分から午後零時30分まで
		エ	午前9時から午後1時まで
		オ	午前10時から午後2時まで
		カ	午前11時から午後3時まで
		キ	午後零時から午後4時まで
		ク	午後1時から午後5時まで

【別表第4】定時制

15組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで
		イ	午前8時30分から午後9時まで
	(2)	ア	午後零時30分から午後4時30分まで
		イ	午後零時45分から午後4時45分まで
		ウ	午後1時から午後5時まで
		エ	午後2時から午後6時まで
		オ	午後3時から午後7時まで
		カ	午後4時から午後8時まで
		キ	午後5時から午後9時まで
		ク	午後5時30分から午後9時30分まで

※【別表第2】、【別表第4】とともに、(2)は休憩時間なし

3 施行期日

令和7年7月11日に公布し、同日施行しました。

※適用は、期日前投票が開始された令和7年7月4日としています。

【参考】(現行)

別表第2

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時から午後3時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時15分から午後4時まで	
3組	午前7時30分から午後4時15分まで	
4組	午前7時45分から午後4時30分まで	
5組	午前8時から午後4時45分まで	
6組	午前8時15分から午後5時まで	
7組	午前8時30分から午後5時15分まで	
8組	午前8時45分から午後5時30分まで	
9組	午前9時から午後5時45分まで	
10組	午前9時15分から午後6時まで	
11組	午前9時30分から午後6時15分まで	
12組	午前9時45分から午後6時30分まで	
13組	午前10時から午後6時45分まで	

別表第4

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前9時から午後5時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前9時15分から午後6時まで	
3組	午前9時30分から午後6時15分まで	
4組	午前9時45分から午後6時30分まで	
5組	午前10時から午後6時45分まで	
6組	午前10時15分から午後7時まで	
7組	午前10時30分から午後7時15分まで	
8組	午前10時45分から午後7時30分まで	
9組	午前11時から午後7時45分まで	
10組	午前11時15分から午後8時まで	
11組	午前11時30分から午後8時15分まで	
12組	午前11時45分から午後8時30分まで	
13組	午後零時から午後8時45分まで	
14組	午後零時15分から午後9時まで	

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（令和6年3月横浜市教育委員会達第1号）新旧対照表（第1条関連）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）<u>第3条第2項</u>及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）<u>第3条第3項</u>及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（勤務時間等）</p> <p>第2条 規則<u>第3条第2項</u>の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条省略）</p>	<p>（勤務時間等）</p> <p>第2条 規則<u>第3条第3項</u>の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条省略）</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この達は、公布の日から施行し、この達による改正後の横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の規定は、令和7年7月4日から適用する。</u></p>

別表第1 (第2条第1項第1号)

組別		勤務時間		勤務時間 の途中に 1時間を 与える。	
(1組から18組まで省略)					
19組	(1)	ア	午前7時から午後6時30分まで		
		イ	午前7時30分から午後7時まで		
		ウ	午前8時から午後7時30分まで		
		エ	午前8時30分から午後8時まで		
		オ	午前9時から午後8時30分まで		
		カ	午前9時30分から午後9時まで		
(2)	ア	午前9時から午後3時まで			
	イ	午前9時30分から午後3時30分まで			
	ウ	午前10時から午後4時まで			

(備考)

- 1 13組から17組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

別表第1 (第2条第1項第1号)

組別		勤務時間		勤務時間 の途中に 1時間を 与える。	
(1組から18組まで省略)					
19組	(1)	ア	午前7時から午後6時30分まで		
		イ	午前7時30分から午後7時まで		
		ウ	午前8時から午後7時30分まで		
		エ	午前8時30分から午後8時まで		
		オ	午前9時から午後8時30分まで		
		カ	午前9時30分から午後9時まで		
(2)	ア	午前9時から午後3時まで			
	イ	午前9時30分から午後3時30分まで			
	ウ	午前10時から午後4時まで			
20組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで		
		イ	午前8時30分から午後9時まで		
	(2)	ア	午前8時30分から午後零時30分まで		
		イ	午前9時から午後1時まで		
		ウ	午前10時から午後2時まで		
		エ	午前11時から午後3時まで		
		オ	午後零時から午後4時まで		
		カ	午後1時15分から午後5時15分まで		

(備考)

- 1 13組から17組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

2 18組及び19組は(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

(以下省略)

2 20組は、期日前投票所に従事する場合に限り、割り振ることとする。

3 18組から20組までは、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

(以下省略)

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（令和3年3月横浜市教育委員会達第1号）新旧対照表（第2条関連）

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。） <u>第3条第2項</u> 及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。） <u>第3条第3項</u> 及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。
（勤務時間等） 第2条 規則 <u>第3条第2項</u> の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。 (第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条省略)	（勤務時間等） 第2条 規則 <u>第3条第3項</u> の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。 (第1号及び第2号並びに第2項並びに第3条省略)
別表第1（第2条第1項） (表省略)	<u>附 則</u> <u>この達は、公布の日から施行し、この達による改正後の横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程及び横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の規定は、令和7年7月4日から適用する。</u>
別表第2（第2条第1項）	別表第1（第2条第1項） (表省略) <u>(備考)</u> <u>規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。</u>
	別表第2（第2条第1項）

組別	勤務時間	休憩時間
(1組から12組まで省略)		
13組	午前10時から午後6時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。

(別表第3省略)

別表第4 (第2条第1項)

組別	勤務時間	休憩時間
(1組から13組まで省略)		

組別	勤務時間	休憩時間
(1組から12組まで省略)		
13組	午前10時から午後6時45分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
14組	(1) ア 午前8時から午後8時30分まで イ 午前8時30分から午後9時まで	同
	(2) ア 午前8時から午後零時まで イ 午前8時15分から午後零時15分まで ウ 午前8時30分から午後零時30分まで エ 午前9時から午後1時まで オ 午前10時から午後2時まで カ 午前11時から午後3時まで キ 午後零時から午後4時まで ク 午後1時から午後5時まで	—

(備考)

- 規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。
- 14組は、期日前投票所に従事する場合に限り、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

(別表第3省略)

別表第4 (第2条第1項)

組別	勤務時間	休憩時間
(1組から13組まで省略)		

14組	午後零時15分から午後9時まで	る。
-----	-----------------	----

14組	(1)	ア	午前8時から午後8時30分まで	る。
		イ	午前8時30分から午後9時まで	同
15組	(2)	ア	午後零時30分から午後4時30分まで	—
		イ	午後零時45分から午後4時45分まで	
		ウ	午後1時から午後5時まで	
		エ	午後2時から午後6時まで	
		オ	午後3時から午後7時まで	
		カ	午後4時から午後8時まで	
		キ	午後5時から午後9時まで	
		ク	午後5時30分から午後9時30分まで	

(備考)

15組は、期日前投票所に従事する場合に限り、(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする

別表第5（第2条第1項）

（表省略）

別表第6（第2条第1項）

（表省略）

別表第5（第2条第1項）

（表省略）

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9組までに限り、割り振ることとする。

別表第6（第2条第1項）

（表省略）

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、5組から9

(別表第7省略)

別表第8 (第2条第1項)

(表省略)

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、別表第1、
別表第2、別表第5及び別表第6の5組、6組、7組、8組及び9組に限
り、割り振ることとする。

組までに限り、割り振ることとする。

(別表第7省略)

別表第8 (第2条第1項)

(表省略)

(削除)